

第9節 化学物質対策

1 ダイオキシン類対策

(1) ダイオキシン類汚染の概況

ア ダイオキシン類に係る大気汚染の状況

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視を実施しており、平成13年度のダイオキシンに係る大気環境モニタリングは、地域内10箇所で年間4回実施し、全ての測定局において環境基準（0.6pg-TEQ/m³）を満たしている。

イ ダイオキシン類に係る水質汚濁の状況

水質については、平成13年度は河川11地点、海域9地点で調査を実施しており、すべての地点でダイオキシン類に係る水質環境基準を満たしている。

底質については、平成13年度は河川11地点で調査を実施しており、すべての地点でダイオキシン類に係る底質環境基準を満たしている。

(2) 講ずる施策

環境汚染の状況を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき常時監視を実施する。

また、同法に基づき、廃棄物焼却炉等が大気基準対象施設として、また、廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設等が水質基準対象施設として定められており、施設の設置者には、設置の届出、排出基準の遵守、排出ガス・燃え殻・ばいじん・排出水の測定義務が課せられている。そのため、施設の設置の届出時にダイオキシン類の発生抑制等を指導するとともに、立入検査を実施し、施設の管理状況や排出基準への適合状況等の確認を行い、排出規制基準の徹底、施設の改善指導等を行う。

2 外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)対策

(1) 外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)の概況

ア 大気

平成13年度は、9地点において、PCB、ヘキサクロロベンゼン、クロルデンの3物質について調査を実施し、全地点において3物質が検出された。

環境省調査結果と比べると、PCBについてはやや高い地点も見られたが、他の物質については全て範囲内であった。

イ 水質及び底質

平成13年度は、6河川、12地点で、PCB、トリブチルスズ、トリフェニルスズ、4-t-オクチルフェノール、ノニルフェノール、ビスフェノールA、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジ-n-ブチル、アジピン酸-2-

エチルヘキシルの10物質について調査を実施した。

(ア) 水質

トリブチルスズ等7物質については、全地点において定量限界未満であり、P C Bは0.00033 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、ビスフェノールAは $<0.01 \sim 0.01 \mu\text{g}/\text{kg}$ 、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルは $<0.5 \sim 0.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ の濃度範囲であり、いずれも環境省調査結果の範囲内であった。

(イ) 底質

トリフェニルスズについては、全地点において定量限界未満であり、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノールAについては、環境省調査結果と比べるとやや高い地点も見られたが、P C B等7物質については環境省調査結果の範囲内であった。

(2) 講ずる施策

国が優先してリスク評価に取り組むとした物質等について、引き続き環境調査を実施する。

3 ゴルフ場で使用される農薬等による水質汚濁対策

(1) ゴルフ場で使用される農薬等による水質汚濁の概況

平成2年5月に環境庁から「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」が示されたことに伴い、平成2年度からの県内の全ゴルフ場を対象に、毎年度春及び秋に排水口等での流出実態を把握し、農薬等による環境汚染の防止を図っている。

平成13年度は、調査を行ったすべてのゴルフ場において、暫定指導指針に定められた35成分すべて暫定指導指針値に適合していた。

また、河川の監視として、ゴルフ場が多数立地している加古川、武庫川等の10地点で、毎年度春及び秋に水質調査を実施している。

平成13年度は、調査を行ったすべての調査地点において、暫定指導指針に定められた35成分のいずれも検出されなかった。

(2) 講ずる施策

「ゴルフ場における農薬等の安全指導に関する指導要綱」(平成元年4月1日県要綱)に基づき、農薬の適正使用や使用量の削減について指導を行うとともに、水質調査を実施する。

4 P C B (ポリ塩化ビフェニル) 対策

(1) P C B廃棄物処理の概況

P C B廃棄物の処理については、平成13年にP C B廃棄物処理特別措置法が制定され、環境事業団が事業主体となって広域的な処理施設を設置し、15年以内(平成2